

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

第1 通則

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第2 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業の要件等は別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

第3 事業費の費目の内容及び算定方法

交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表第1から別表第4に定めるとおりとする。

第4 事務処理

- （1）交付対象事業の実施にあたっては、環境省が特に定めるもののほかは、地方公共団体の財務規則、契約規則等により執行するものとする。
- （2）地方公共団体は、交付対象事業の経理にあたっては、交付対象事業と交付対象事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業完了後5年間整理保存するものとする。
 - ①請負契約等を締結したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 予定価格調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書
 - イ 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - ウ 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類
 - エ 契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）
 - ②補助金等を交付したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 地方公共団体において制定した補助金等交付要綱
 - イ 補助金等の交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書等）
 - ウ 補助金等の支出関係書類
 - ③交付対象事業の支出関係書類
 - ア 支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書

イ 事業費歳入簿、歳出予算差引簿

ウ 資材受払簿

エ 工事日誌等の事業実施状況等のわかる書類

- ④交付対象事業のうち、地方公共団体が直接執行する事業費については、各経費の費目別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。

第5 その他

- (1) 地方公共団体は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、地方環境事務所に速やかに報告し、その指示に従うものとする。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な細目は、環境省大臣官房環境計画課長が別に定める。

附則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金事業から適用する。

別紙1	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）
別紙2	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）
別表1	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象経費（設備整備事業）
別表2	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象経費（車両導入事業）
別表3	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象経費（効果促進事業）
別表4	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象経費（地方公共団体が交付金の執行に要する事務費）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業

1 脱炭素先行地域づくり事業

(1) 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体の費用効率性(総交付予定額を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値)が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象経費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク (2) アを実施すること。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。)を受けて改定された地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)を策定若しくは改定していること、又は策定若しくは改定の予定時期の目安等が示されていること。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。

(2) 交付対象事業の内容

ア 再エネ設備整備

(ア) 太陽光発電設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人(地方公共団体からの間接交付に限る)
交付率等	2 / 3
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

	(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は令和 4 年度に開始が予定されている FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(a)～(i)をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
--	---

	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）の場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること （PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。 (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
--	---

	(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備（※１）で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合には、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※２）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。 ※１ 当該脱炭素先行地域内で合計 2MW 未満とする。ただし、需要家が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体が契約主体となる需要地（当該再エネ発電設備を導入する市区町村内に限る）の需要を満たす範囲において対象とすることができる。 ※２ 発電量の 30%以内とする。
--	---

(イ) その他再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は 3／4
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 e リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した

	設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 f 風力発電については、発電出力 7,500kW 未満であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査は NEDO 作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 g 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。 h 水力発電については、1,000kW 未満であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。 i バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施
--	---

	設（木質チップ化施設、ペレット化施設等）及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。 j 次の（a）～（c）のいずれかの要件を満たすこと。 （a） 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。 （b） 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 （c） 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。 ※ 発電量の 30%以内とする。
--	--

（ウ） 熱利用設備（再生可能エネルギー熱（太陽熱利用・バイオマス熱利用）・未利用熱利用設備（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等））

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は 3／4
交付要件	a 太陽熱については、太陽集熱器は、JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 b バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見

	込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施設（木質チップ化施設、ペレット化施設等）及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。 c 未利用熱利用設備については、熱供給能力が温水、冷水ともに 0.10GJ/h 以上（24Mcal/h）とすること。 d 地中熱利用については、暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。 e 雪氷熱利用については、冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
--	--

イ 基盤インフラ整備

(エ) 蓄電池

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は 3 / 4
交付要件	【共通】 a 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

	【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：eを満たすこと】 e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：f～kの全てを満たすこと】 f 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 g 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力におけ
--	---

	る出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 h 蓄電池部安全基準 (a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
--	--

	(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 k 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

(オ) その他基盤インフラ設備（自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は 3 / 4
交付要件	a 地中化のための設備も交付対象とする。 b エネルギーマネジメントシステムについては、次の（a）又は（b）の

	いずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること (b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。
--	---

(カ) 車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 蓄電容量×1／2×4万円/kWh（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・燃料電池自動車 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額
交付要件	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a・bを満たすこと】 a 原則として再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。 【燃料電池自動車：c・dを満たすこと】 c 原則としてCO₂排出実質ゼロ水素等を使用するものであること。（車両の導入前にCO₂排出実質ゼロ水素等の調達方法を確認すること。） d 外部給電が可能な燃料電池自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

(キ) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は3／4
交付要件	a 充放電設備、充電設備について、原則として再生可能エネルギー発電

	設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 b 「CEV 補助金」で補助対象となる銘柄に限る。
--	---

(ク) 水素等関連設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3 ただし、財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は 3 / 4
交付要件	a C02 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 b 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 c C02 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

ウ 省 C02 等設備整備

(ケ) ZEB

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3 （上限 5 億円／棟、ただし延べ面積 2,000 m ² 未満は上限 3 億円／棟） （延べ面積 2,000 m ² 未満の ZEB Ready は対象外）
交付要件	a 対象となる建築物は次の（a）・（b）のいずれかに該当すること。 （a） 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む）の所有する新築又は既存の建築物等 （b） （a）以外の者が所有する新築又は既存の業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m ² 未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m ² 未満に限る） b 環境性能に関する要件 （a） 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。 （b） 一次エネルギー消費量について以下のいずれかを満たすものとする。②は地方公共団体のみ。）なお、建物の外皮性能や一次エネ

	ギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。 ① 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。 ② 延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、建築物用途ごとに、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上（事務所等、学校等の場合は 40%以上）の削減、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術 15 項目（環境省新築（既存）建築物の ZEB 化支援事業を参考にすること）のうち、1 項目以上導入すること。 c エネルギー利用に関する要件 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは以下の（a）～（d）の要件を全て満たすものとする。 (a) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。 (b) 1つのシステムで交付対象建築物 1 棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。 (c) 取得データについては、60 分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。 (d) 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。 d 建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネルギー性能表示（BELS 等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。 e 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること。
--	--

	f その他の要件 (a) 技術や設計手法、コスト等の情報開示について 本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。 (b) 本交付金により再エネ設備を当該建築物に導入する場合には、ア（ア）、ア（イ）又はア（ウ）によることとする。 g 交付対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の例を参考にする事。 h ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。
--	--

(コ) ZEH、ZEH+

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	ZEH+ 100 万円/戸 ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented） 55 万円/戸 （交付対象住宅に対して直交集成板（CLT: Cross Laminated Timber）を導入する場合、90 万円/戸上乗せ（地域区分・建物規模によらず全国一律））
交付要件	【共通】 a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。 b 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+を満たすこと）。 c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にする事。 d ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【ZEH：e・f を満たすこと】 e ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。（※1※2） (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA

	値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1～2 : 0.40 以下、区分3 : 0.50 以下、区分4～7 : 0.60 以下、区分8 : なし) (b) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。(※3) (c) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を導入すること。(※2) (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネ発電設備を当該住宅に導入する場合には、ア(ア)、ア(イ)又はア(ウ)によることとする。) (d) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2※3※4) f 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。(※5) 【ZEH+のみ：g～i の全てを満たすこと】 g e、f の<ZEH の交付要件>を満たしていること。(※1※4※6) h 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。(※3) i 次の(a)～(c)のうち2つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。(※7) (a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1～2 : 0.30 以下、区分3～5 : 0.40 以下、区分6～7 : 0.50 以下)(※8) (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。(※9) ※1 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1 又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加え
--	---

	て、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第 86 条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。 ※ 2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限（2 階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。 ※ 3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※ 4 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ※ 5 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※ 2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 6 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 7 区分 8 の地域については、[ZEH+の選択要件] のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。 ※ 8 本事業における暫定措置（2022 年度まで）として、地域区分 4
--	--

	及び5については、UA 値が 0.50 以下であっても、要件を満たすものとみなす。 ※9 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。 【直交集成板（CLT）を導入する場合：j・kを満たすこと】 j 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 k 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。
--	--

（サ） ZEH-M

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・低層：40 万円 住宅用途部分が3層以下である集合住宅 ・中層：2／3 住宅用途部分が4、5層以下である集合住宅 ・高層：2／3 住宅用途部分が6層以上20層以下である集合住宅 高層の場合の交付金額の上限は以下のいずれか少ない方とする。 - A 8 億円（ただし単年度あたり3億円／年） - B 交付対象事業の費用対効果に伴う交付金額の上限は、「二酸化炭素排出事業費補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の計算式によること。 ・低層・中層・高層 ZEH-M の交付対象住宅に対する CLT の導入 交付対象住宅に直交集成板（CLT）を導入する場合は、交付金額を以下のとおり加算する。 直交集成板（CLT）の交付 額： 1 m^3あたり10 万円（地域区分・建物規模

	によらず全国一律) 直交集成板 (CLT) の交付額上限: 1 棟あたり 1,500 万円
交付要件	【共通】 a 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネ設備を当該住宅に導入する場合には、ア (ア)、ア (イ) 又はア (ウ) によることとする。 b ZEH-M 設計ガイドライン作成及び普及に向けた施策のため、対象建築物となる ZEH-M に資する設計情報を開示することについて承諾していること。 c 対象建築物の住宅用途にかかる部分 (全住戸及び住宅用途にかかる共用部) 全てのエネルギー使用状況 (エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等) を計測・記録できること。 d 分譲集合住宅においては、住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、各々又は共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるようにすること。賃貸集合住宅においては、計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。 e 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネ性能表示 (簡易版) 及び ZEH-M マークを原則として明示すること。 f 8 地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、次の (a) ~ (c) の要件のいずれか 1 つ以上を採用すること。 (a) 建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸等屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。 (b) 効果的な日射遮蔽庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置等による日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。 (c) 最上階の屋上断熱強化屋根断熱、又は最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。 ※複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。 ※採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。 ※植栽等外構計画 (屋上緑化、壁面緑化) による冷房負荷軽減策を

	行う場合も上記要件のいずれかを導入した上で行うこと。 g 事業実施主体は、交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。 h 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の例を参考にすること。 i ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【低層・中層：j～p の全てを満たすこと】 j 事業実施主体は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主又は法人等であって、低中層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること。（※1） k 住宅用途部分が5層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 l 住宅部分が1層以上3層以下の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が Nearly ZEH-M 以上を達成すること。また、住宅部分が4層・5層の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が ZEH-M Ready 以上を達成すること。 m 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。 n 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること。 o 省エネルギー性能表示により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready（住宅部分が4層・5層の集合住宅のみ）のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする。）。 ※2 p 省エネルギー性能表示により、全住戸の住戸評価書を取得すること（ZEH ランクは問わない）。 【高層：q～t の全てを満たすこと】 q 申請者は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、高層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。（※1） r 住宅用途部分が6層以上20層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 s 集合住宅の ZEH の定義における ZEH-M Oriented 以上を達成すること。 t 省エネルギー性能表示により、交付対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented 等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること（エネルギー計算は建築物エ
--	--

	エネルギー消費性能基準等による計算とする。)。 ※2 ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。 ※2 改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。 【直集成板（CLT）を導入する場合：u・vを満たすこと】 u 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の全ての要件を満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 v 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。
--	--

（シ） ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	定額（A 及び B の合計額とする。ただし、上限額を 140 万円/戸とする。） A ZEH を上回る場合 55 万円/戸、ZEH+を上回る場合 100 万円/戸 B 自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の $1/2$ ※ただし、[ZEH+の選択要件]として「外皮性能の更なる強化」を選択した場合は、当該外皮性能基準を上回る部分について交付対象とする。
交付要件	a ウ（コ）の要件を満たし、かつ、自治体独自の断熱性能の基準を満たす住宅支援であること。 b 事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること。

(ス) 既存住宅断熱改修

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3 ・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア） 戸建住宅1戸あたり：上限120万円、集合住宅1戸ごと：上限15万円 （このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：5万円、集合住宅1戸ごと に：3万円）
交付要件	【共通】 a 専用住宅であること。店舗、事務所等との併用は不可とする。 b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考にすること。 c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。 d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。 【戸建住宅・集合住宅（個別）：g～iの全てを満たすこと】 g 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。 ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。 h 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。 i 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。

	【集合住宅（全体）：j～m の全てを満たすこと】 j 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。 ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。 k 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。 l 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。 m 交付制度の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。
--	--

(セ) EV 自動車（カーシェア）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	電気自動車カーシェア：100 万円/台 プラグインハイブリッド自動車カーシェア：60 万円/台 ※ただし、車体価格の 1／3 の方が低い場合はその額
交付要件	a イ（カ）車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）における、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の交付要件を満たすこと。 b 次の（a）～（e）の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。 （a）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。）に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （b）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （c）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （d）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （e）（a）～（d）以外のカーシェア事業として環境省から事前に承認を得たものであること。 c 本交付金により充放電設備、充電設備又は外部給電器を導入する場合にはイ（キ）によること。

(ソ) EV バス

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 定員 11 人以上であること。 c バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含む。 d 自家用であること。

(タ) EV 清掃車

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

(チ) グリーンスローモビリティ

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 走行経路に公道が含まれること。 c 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けている又はその予定があること。 d グリーンスローモビリティの車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けている又はその見込みがあること。 e グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集等の体制）が整えられていること。

	f 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）」においてグリーンスローモビリティ車両登録を行っている車両を参考に導入車両を検討すること。 g 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。 h エンクロージャー、レインガード、レインカバー等、雨や風をしのぐことが出来るものは交付対象とする。 i 脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備（例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等）は交付対象とする。
--	--

(ツ) 水素等利活用設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a CO2 排出実質ゼロ水素等を使用して電気や熱の両方を先行地域内に供給する事業であること。 b 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 c CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

(テ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【高機能換気設備：b を満たすこと】 b 平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。 （b） 必要換気量（1人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること （c） 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること。

	※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 nを満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：cを満たすこと】 c 調光制御機能を有する LEDに限る。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の LED 照明、再エネ一体型屋外 LED 照明の場合はこの限りではない） 【高効率給湯機器：dを満たすこと】 d 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【高効率融雪設備：e・fを満たすこと】 e 従来の機器等に対して省 CO2 効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱（散水方式、地下水還元方式を除く）、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。 f バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を用いた融雪の為に使用できる設備を導入する事業であること。 【コージェネレーションシステム：gを満たすこと】 g 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
--	---

エ 効果促進事業

(ト) 効果促進事業

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3 ただし、効果促進事業に係る事業費の合計額は、脱炭素先行地域計画ごとに、ア、イ、ウ及びオ（ナ）の交付対象事業の事業費の合計の 10／100 を上限とする。
交付要件	a CO2 排出削減に向けた設備導入事業と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業等（次の（a）～（d）に掲げるものを除く。）。 （a） 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経

	費への充当を目的とする事業等。 (b) CO2 の削減効果が確認できないもの。 (c) ランニングコストに充当するもの。 (d) 基本構想の策定に該当するもの。
--	--

オ その他

(ナ) その他事業を実現する上で必要と認められる設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a 別途、環境省に相談すること。

(ニ) 執行事務費

事業実施 主体	地方公共団体
交付率等	定額
交付要件	a 脱炭素先行地域づくり事業の施行に伴い必要な事務費に限る。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業

2 重点対策加速化事業

(1) 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（総交付予定額を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象経費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ (2) ア又は(2) イの2つのうちいずれか1つ以上を実施すること。(※1)
- キ (2) ア～(2) オの5つのうち2つ以上を実施すること。(※1)
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあっては、再生可能エネルギー発電設備の導入量の合計が 1MW 以上、その他の市区町村にあっては 0.5MW 以上を導入する事業計画を策定すること。(※1)
- ケ 各市区町村に対する交付限度額については、改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域を定めた地方公共団体実行計画（計画改定作業中の場合も含む。また既存計画の別冊として定めることも可。）の記載内容に適合した再エネ設備（付帯設備を含む。）の導入に対する交付額以外の交付額の合計の上限額を 15 億円とする。
- コ 各市区町村に対する交付限度額においてケで定めた上限額については、(2)に掲げる交付対象事業のうち、間接交付により民間事業者（PPA（※2）により地方公共団体の施設等に設備を導入される場合を除く。以下この号において同じ。）又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が 5 億円を超えないこと。また、各都道府県に対する交付限度額については、(2)に掲げる交付対象事業のうち、間接交付により民間事業者又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が 10 億円を超えないこと。ただし、間接交付の際に、地方公共団体が、国からの交付額に対して 5 割以上上乗せ補助（協調補助）を行う事業については、これらの合計から除外することとする。
- サ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年 10

月 22 日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定若しくは改定していること、又は策定若しくは改定の予定時期の目安等が示されていること。

- シ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。

- ※ 1 国の目標を上回る目標又は国の基準を上回る要件に対して行われる事業として、次の a～c の事業は単独実施を可とし、カ、キ及びクの要件は適用しない。
- (ア) 政府実行計画に示された目標を上回る目標に対して行われる再エネ設備等整備事業
- a 2030 年度までに設置可能な自治体が保有する建築物（敷地を含む）の約 50%超に太陽光発電設備を導入する計画に基づく事業
- b 新規導入・更新する公用車全てを電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車とする計画に基づく事業
- (イ) 国の基準を上回る要件を満たす再エネ設備等整備事業
- c 国の ZEH 基準を上回る基準（外皮性能の向上）を満たす性能の住宅への交付事業
- ※ 2 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

(2) 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2（地方公共団体設置。PPA により地方公共団体の施設等に導入される場合を含む。） 5 万円/kW（民間事業者設置。PPA により地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く。） 7 万円/kW（個人設置。PPA により個人の施設等に導入される場合を含む。）
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

	b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は令和 4 年度に開始が予定されている FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣
--	---

	への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の（a）～（b）のいずれかを満たすこと (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
--	--

(イ) 蓄電池

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・地方公共団体設置（PPAにより地方公共団体の施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の2／3（ただし、下記価格の2/3（※）を上限とする。） ・民間事業者設置（PPAにより地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く）：蓄電池の価格（円/kWh）の1／3（ただし、下記価格の1/3（※）を上限とする。） ・個人設置（PPAにより個人の施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の1／3（ただし、下記価格の1/3（※）を上限とする。） ※：家庭用：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き） （1/3の場合5.2万円/kWh、2/3の場合10.3万円/kWh） 業務用：19万円/kWh（工事費込み・税抜き） （1/3の場合6.3万円/kWh、2/3の場合12.7万円/kWh）
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リース

	により、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：g を満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～m の全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値
--	---

	は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 j 蓄電池部安全基準 (a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
--	--

	k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 m 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

(ウ) 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	蓄電容量×1／2×4万円/kWh（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）

交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 c 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。
------	--

（エ） 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	充放電設備・充電設備：1／2 外部給電器：1／3
交付要件	a ア（ア）及びア（ウ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、原則として再生可能エネルギー発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 c 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

（オ） 水素等関連設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b CO2 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 c 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 d CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

（カ） その他基盤インフラ設備（自営線・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。

	b 地中化のための設備も交付対象とする。 c エネルギーマネジメントシステムについては、次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (b) 又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。
--	--

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地

(キ) 太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の (a) ～ (i) をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業

	者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要
--	---

	な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の (a)・(b) のいずれかを満たすこと。 (a) 公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ設備を設置する事業であって、再エネ設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること ((b) の場合を除く)。 (b) 再エネ設備を導入する市町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合 (計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。) に、当該計画の記載内容に適合していること。 h 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、当該再エネ発電設備と同一市区町村内の公共施設及び農林水産関連施設 (都道府県が実施する場合は同一都道府県内の公共施設及び農林水産関連施設) で消費すること。
--	--

(ク) その他再生可能エネルギー発電設備 (風力・地熱・中小水力・バイオマス等)

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人 (地方公共団体からの間接交付に限る)
交付率等	2 / 3
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないものであること。 d PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること (PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必

	要な措置等を証明できる書類を具備すること。 e リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 f 風力発電については、発電出力 7,500kW 未満であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査は NEDO 作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 g 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。 h 水力発電については、1,000kW 未満であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。 i バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオ
--	--

マスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施設（木質チップ化施設、ペレット化施設等）及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。

j 次の(a)～(g)のいずれかを満たすこと。

- (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。
- (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
- (c) 水力発電（1,000kW 未満）、小規模地熱発電（1,000kW 未満）又はバイオマス発電（10,000kW 未満）であって、本事業により導入する再エネ発電設備により発電した電気を特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する市区町村内へ供給すること。
- (d) 水力発電（1,000kW 未満）、小規模地熱発電（1,000kW 未満）又はバイオマス発電（10,000kW 未満）であって、本事業により導入する再エネ発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費すること。
- (e) 公有地を活用して再エネ設備を設置する事業であって、再エネ設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること（(f)の場合を除く）。
- (f) 再エネ設備を導入する市町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合（計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。）に、当該計画の記載内容に適合していること。
- (g) 水力発電（1,000kW 未満）、小規模地熱（1,000kW 未満）又はバイオマス（10,000kW 未満）であって、次の地域一体型の地域活用要件の①～③のいずれかを実施すること。

	① 本事業により導入する再エネ発電設備が所在する地方公共団体の名義の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置づけられているもの ② 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資するもの ③ 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に、当該再エネ発電設備による電気を特定卸供給により供給するもの k 上記 j で (e) ～ (g) を選択した場合、本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、当該再エネ発電設備と同一市区町村内の公共施設及び農林水産関連施設（都道府県が実施する場合は同一都道府県内の公共施設及び農林水産関連施設を含む。）で消費すること。
--	---

(ケ) 熱利用設備（再生可能エネルギー熱（太陽熱利用・バイオマス熱利用）・未利用熱利用設備（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等））

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a 太陽熱については、太陽集熱器は、JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 b バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造施設（木質チップ化施設、ペレット化施設等）及びメタン発酵等の前処理施設も交付対象とする。 c 未利用熱利用設備については、熱供給能力が温水、冷水ともに 0.10GJ/h 以上（24Mcal/h）とすること。 d 地中熱利用については、暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。

	e 雪氷熱利用については、冷氣・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
--	--

(コ) 蓄電池

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・地方公共団体設置（PPA により地方公共団体の施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の 2 / 3 （ただし、下記価格の 2/3（※）を上限とする。） ・民間事業者設置（PPA により地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 （ただし、下記価格の 1/3（※）を上限とする。） ・個人設置（PPA により個人の施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 （ただし、下記価格の 1/3（※）を上限とする。） ※：家庭用：15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） （1/3 の場合 5.2 万円/kWh、2/3 の場合 10.3 万円/kWh） 業務用：19 万円/kWh（工事費込み・税抜き） （1/3 の場合 6.3 万円/kWh、2/3 の場合 12.7 万円/kWh）
交付要件	- a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 - b 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 - c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 - d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 - e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5（地方公共団体設置は 9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 - f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設

	備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：gを満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～mの全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一
--	---

	でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (d) 保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 j 蓄電池部安全基準 (a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
--	---

	(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 m 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

(サ) 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

事業実施	地方公共団体
主体	民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）

交付率等	蓄電容量×1／2×4万円/kWh（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 c 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

（シ） 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	充放電設備・充電設備：1／2 外部給電器：1／3
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）、及びイ（サ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、原則として再生可能エネルギー発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 c 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

（ス） 水素等関連設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 b CO2 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 c 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 d CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

(セ) その他基盤インフラ設備（自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2／3
交付要件	a イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 地中化のための設備も交付対象とする。 c エネルギーマネジメントシステムについては、次の（a）又は（b）のいずれかを満たすこと。 （a） 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 （b） システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。

ウ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導

(ソ) ZEB

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・新築建築物の『ZEB』化：3／5 ・新築建築物の Nearly ZEB 化：1／2 ・新築建築物の ZEB Ready 化、ZEB Oriented 化：1／3 ・既存建築物の『ZEB』化、Nearly ZEB 化（ZEB ready 化、ZEB Oriented 化）：2／3 （上限 5 億円／棟、ただし延べ面積 2,000 m²未満は上限 3 億円／棟） （延べ面積 2,000 m²未満の ZEB Ready は対象外）
交付要件	a 対象となる建築物は次のいずれかに該当すること。 （a） 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む）の所有する新築又は既存の建築物等 （b） （a）以外の者が所有する新築又は既存の業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る） b 環境性能に関する要件 （a） 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に

	関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。 (b) 一次エネルギー消費量について以下のいずれかを満たすものとする。②は地方公共団体のみ。）なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。 ① 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。 ② 延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、建築物用途ごとに、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上（事務所等、学校等の場合は 40%以上）の削減、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術 15 項目（環境省新築（既存）建築物の ZEB 化支援事業を参考にする）のうち、1 項目以上導入すること。 c エネルギー利用に関する要件 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは次（a）～（d）の要件を全て満たすものとする。 (a) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。 (b) 1つのシステムで交付対象建築物 1 棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。 (c) 取得データについては、60 分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。 (d) 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。
--	---

	d 建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。 e 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること。 f その他の要件 (a) 技術や設計手法、コスト等の情報開示について 本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者へのZEBの普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。 (b) 本交付金により再エネ設備を当該建築物に導入する場合には、ア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。 g 交付対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の例を参考にする。 h ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。
--	---

(タ) 水素等利活用設備

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	2 / 3
交付要件	a CO2 排出実質ゼロ水素等を使用して電気や熱の両方を施設内や地域内に供給する事業であること。 b 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 c CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

(チ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2

交付要件	【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 【高機能換気設備：b を満たすこと】 b 対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (b) 必要換気量 (1 人当たり毎時 30 m³以上※) を確保すること (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 n を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：c を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る。(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。) 【高効率給湯機器：d を満たすこと】 d 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 【高効率融雪設備：次の e 又は f のいずれかを満たすこと】 e 従来の機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱 (散水方式、地下水還元方式を除く)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。 f バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を用いた融雪の為に使用できる設備を導入する事業であること。 【コージェネレーションシステム：g を満たすこと】 g 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
------	--

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

(ツ) ZEH、ZEH+

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	ZEH+ 100 万円/戸 ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented） 55 万円/戸 （交付対象住宅に対して直交集成板（CLT: Cross Laminated Timber）を導入する場合、90 万円/戸上乗せ（地域区分・建物規模によらず全国一律））
交付要件	【共通】 a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。 b 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+を満たすこと）。 c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。 d ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【ZEH：e・f を満たすこと】 e ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。（※1※2） (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分1～2：0.40 以下、区分3：0.50 以下、区分4～7：0.60 以下、区分8：なし） (b) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。（※3） (c) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を導入すること。（※2） （売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネ発電設備を当該住宅に導入する場合にはア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。）

	(d) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2※3※4) f 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。(※5) 【ZEH+のみ：g～i の全てを満たすこと】 g e、f の＜ZEH の交付要件＞を満たしていること。(※1※4※6) h 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。(※3) i 次の (a) ～ (c) のうち 2 つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。(※7) (a) 住宅の外気性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準 (UA 値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分 1～2：0.30 以下、区分 3～5：0.40 以下、区分 6～7：0.50 以下)(※8) (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。(※9) ※1 本事業では、寒冷地（地域区分 1 又は 2）、低日射地域（日射区分 A1 又は A2）又は多雪地域（垂直積雪量 100 cm 以上）の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第 86 条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。 ※2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限（2 階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。 ※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消
--	---

	費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※ 4 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ※ 5 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※ 2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 6 本事業では、「※ 1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※ 7 区分 8 の地域については、「ZEH+の選択要件」のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。 ※ 8 本事業における暫定措置（2022 年度まで）として、地域区分 4 及び 5 については、UA 値が 0.50 以下であっても、要件を満たすものとみなす。 ※ 9 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。 【直集成板（CLT）を導入する場合：j・kを満たすこと】 j 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 k 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。
--	---

	(注) CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。
--	--

(テ) ZEH-M

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・低層：40 万円 住宅用途部分が3層以下である集合住宅 ・中層：1／3 住宅用途部分が4、5層以下である集合住宅 ・高層：1／3 住宅用途部分が6層以上20層以下である集合住宅 高層の場合の交付金額の上限は以下のいずれか少ない額とする。 A 8億円（ただし単年度あたり3億円／年） B 交付対象事業の費用対効果に伴う交付金額の上限は、「二酸化炭素排出事業費補助金（集合住宅の省CO2化促進事業）」の計算式によること。 ・低層・中層・高層 ZEH-M の交付対象住宅に対する CLT の導入 交付対象住宅に直交集成板（CLT）を導入する場合は、交付金額を以下のとおり加算する。 直交集成板（CLT）の交付 額：1 m³あたり10 万円（地域区分・建物規模によらず全国一律） 直交集成板（CLT）の交付額上限：1 棟あたり 1,500 万円
交付要件	【共通】 - a 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネ発電設備を当該住宅に導入する場合には、ア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。 - b ZEH-M 設計ガイドライン作成及び普及に向けた施策のため、対象建築物となる ZEH-M に資する設計情報を開示することについて承諾していること。 - c 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録できること。 - d 分譲集合住宅においては、住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、各々又は共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況

	報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるようにすること。賃貸集合住宅においては、計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。 e 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及び ZEH-M マークを原則として明示すること。 f 8 地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下の（a）～（c）の要件のいずれか1つ以上を採用すること。 （a） 建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸等屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。 （b） 効果的な日射遮蔽庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置等による日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。 （c） 最上階の屋上断熱強化屋根断熱、又は最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。 ※複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。 ※採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。 ※植栽等外構計画（屋上緑化、壁面緑化）による冷房負荷軽減策を行う場合も上記要件のいずれかを導入した上で行うこと。 g 事業実施主体は、交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。 h 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の例を参考にすること。 i ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【低層・中層：j～p の全てを満たすこと】 j 事業実施主体は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主又は法人等であって、低中層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること。（※1） k 住宅用途部分が5層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 l 住宅部分が1層以上3層以下の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が Nearly ZEH-M 以上を達成すること。また、住宅部
--	--

	分が4層・5層の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が ZEH-M Ready 以上を達成すること。 m 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。 n 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること。 o 省エネルギー性能表示により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready（住宅部分が4層・5層の集合住宅のみ）のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする）。 ※2 p 省エネルギー性能表示により、全住戸の住戸評価書を取得すること（ZEH ランクは問わない）。 【高層：q～t の全てを満たすこと】 q 申請者は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、高層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。（※1） r 住宅用途部分が6層以上20層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 s 集合住宅の ZEH の定義における ZEH-M Oriented 以上を達成すること。 t 省エネルギー性能表示により、交付対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented 等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする） ※2 ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。 ※2 改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。 【直交集成板（CLT）を導入する場合：u・vを満たすこと】 u 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の全ての要件を満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、
--	--

	「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 v 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。
--	--

（ト） ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	定額（A 及び B の合計額とする。ただし、上限額を 140 万円/戸とする。） A ZEH を上回る場合 55 万円/戸、ZEH+を上回る場合 100 万円/戸 B 自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1／2 ※ただし、[ZEH+の選択要件]として「外皮性能の更なる強化」を選択した場合は、当該外皮性能基準を上回る部分について交付対象とする。
交付要件	a エ（ツ）の要件を満たし、かつ、自治体独自の断熱性能の基準を満たす住宅支援であること。 b 事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること。

（ナ） 既存住宅断熱改修

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1／3 ・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア） 戸建住宅 1 戸あたり：上限 120 万円、集合住宅 1 戸ごと：上限 15 万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅 1 戸当たり：5 万円、集合住宅 1 戸ごとに：3 万円）
交付要件	【共通】 a 専用住宅であること。店舗、事務所等との併用は不可とする。 b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。

	c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。 d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。 【戸建住宅・集合住宅（個別）：g～i の全てを満たすこと】 g 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。 ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。 h 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。 i 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。 【集合住宅（全体）：j～m の全てを満たすこと】 j 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。 ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。 k 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。 l 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。 m 交付制度の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。
--	---

（二）水素等利活用設備

事業実施	地方公共団体
主体	民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）

交付率等	2 / 3
交付要件	a C02 排出実質ゼロ水素等を使用して電気や熱の両方を住宅・建築物内に供給する事業であること。 b 水素等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 c C02 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

(ヌ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省エネ効果が得られるもの。 【高機能換気設備：b を満たすこと】 b 対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること （b） 必要換気量（1 人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること （c） 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：c を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。）。 【高効率給湯機器：d を満たすこと】 d 従来の給湯機器等に対して 30%以上省エネ効果が得られるもの。

	【コージェネレーションシステム：eを満たすこと】 e 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
--	--

オ ゼロカーボン・ドライブ

(ネ) 車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 蓄電容量×1／2×4万円/kWh（CEV 補助金）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・燃料電池自動車 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額
交付要件	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a・bを満たすこと】 a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。） ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。 【燃料電池自動車：c・dを満たすこと】 c 主に CO2 排出実質ゼロ水素等を使用するものであること。（車両の導入前に CO2 排出実質ゼロ水素等の調達方法を確認すること。） d 外部給電が可能な燃料電池自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。） ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

(ノ) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	充放電設備・充電設備：1／2 外部給電器：1／3
交付要件	a ア（ア）、イ（キ）、イ（ク）、オ（ネ）又はオ（ハ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、原則として再生可能エネルギー発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 c 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

(ハ) EV 自動車（カーシェア）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	電気自動車カーシェア：100 万円 プラグインハイブリッド自動車カーシェア：60 万円 ※ただし、車体価格の 1 / 3 の方が低い場合はその額
交付要件	a オ（ネ）車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）における、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の交付要件を満たすこと。 b 次の（a）～（e）の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。 （a）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。）に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （b）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （c）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （d）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （e）（a）～（d）以外のカーシェア事業として環境省から事前に承認を得たものであること。 c 本交付金により充放電設備、充電設備又は外部給電器を導入する場合にはオ（ノ）によること。

(ヒ) EV バス

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること b 定員 11 人以上であること。 c バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含む。 d 自家用であること。

(フ) EV 清掃車

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

(ヘ) グリーンスローモビリティ

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	a 主に再生可能エネルギー発電設備と接続して充電を行うものであること。 b 走行経路に公道が含まれること。 c 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けている又はその予定があること。 d グリーンスローモビリティの車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けている又はその見込みがあること。 e グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集等の体制）が整えられていること。 f 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）」においてグリーンスローモビリティ車両登録を行っている車両を参考に導入車両を検討すること。 g 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。 h エンクロージャー、レインガード、レインカバー等、雨や風をしのぐことが出来るものは交付対象とする。 i 脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備（例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等）は交付対象とする。

カ その他

(ホ) その他事業を実現する上で必要と認められる設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人（地方公共団体からの間接交付に限る）
交付率等	1 / 2
交付要件	a 別途、環境省に相談すること。

(マ) 執行事務費

事業実施 主体	地方公共団体
交付率等	定額
交付要件	a 重点対策加速化事業の施行に伴い必要な事務費に限る。

別表第1（交付対象経費：設備整備事業）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似

			の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表4による。
-----	-----	--	--

別表第2（交付対象経費：車両導入事業）

区分	費目	細分	内容
車両費 （充放電設備費を含む）	購入費		電動車等の導入、ゼロカーボンドライブの実施に必要な費用

別表第3（交付対象経費：効果促進事業）

区分	費目	細分	内容
直接費	業務費	諸謝金	効果促進事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他効果促進事業の実施に必要な謝金
		旅費	効果促進事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	効果促進事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。
		備品費	効果促進事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入経費。
		消耗品費	効果促進事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	効果促進事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。

		賃金	効果促進事業に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	効果促進事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	効果促進事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	効果促進事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	効果促進事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第3に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）

別表第4（交付対象経費：地方公共団体が交付金の執行に要する事務費）

区分	費目	細分	内容
直接費	業務費	諸謝金	交付金事業の執行を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①交付金事業の執行にあたり実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他交付金事業の執行にあたっての実施に必要な謝金
		旅費	交付金事業の執行にあたって直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び交付金事業の執行にあたって実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	交付金事業の執行にあたって直接必要な会議等の開催に伴う会議費。
		備品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な

			備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入経費。
		消耗品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	交付金事業の執行にあたって直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	交付金事業の執行にあたって直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	交付金事業の執行にあたって直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	交付金事業の執行にあたって必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	交付金事業の執行にあたって執行事務の一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第４に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）